

所定疾患施設療養費

所定疾患施設療養費について介護老人保健施設の入所者に、より適切な医療を提供する観点から以下の条件を満たした場合は評価されることになりました。

【対象疾患】

尿路感染症・肺炎・带状疱疹・蜂窩織炎

【算定要件】

- ・入所者に対し、投薬・検査・注射・処置等を行った場合
(肺炎、尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る)
- ・診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容を診療録に記載していること。
- ・当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
- ・介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。
- ・1月に1回、連続する10日を限度

☆尿路感染症

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
投薬	1	2	3	4	5	3	9	1	3	5	5	5
検査	1	2	3	4	5	3	9	1	3	5	5	5

☆肺炎

[illegible]

☆ 带状疱疹

[illegible]

☆蜂窩織炎

[illegible]